

# 現業員のための 年金ガイド

厚生労働省社会・援護局

総務課 指導監査室

## このガイドを活用される皆さんへ

私たちが、監査で福祉事務所を訪れた際、現業員の方々とお話をしている中で、悩んでいるひとつに年金があることをお聞きします。

ご承知のとおり、生活保護制度は他法他施策優先でありますので、高齢者や障害を持った方、配偶者に先立たれた方などからの保護申請に際しては、常に年金制度の優先活用を念頭に置く必要があります。

しかし、年金制度といってもいろんな種類があり、内容も複雑であることから、十分に検討されずに終わってしまっているケースも少なくありません。

そこで、当室ではこの「現業員のための年金ガイド」を作成しました。このガイドは、年金制度の基本的部分を抜粋し、現場に沿ってわかりやすい内容にしてあります。

このガイドは年金へのほんの入り口にすぎませんが、これを契機に研修会や勉強会で更なる年金知識の習得を望んでおります。

このガイドが、生活保護受給者の方々の自立に向けて有効に活用されますことを心から願っております。

平成 20 年 3 月 3 日

厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室

# 目次

その1	老齢基礎年金及び老齢厚生年金等	1
その2	障害基礎年金及び障害厚生年金等	9
その3	遺族基礎年金及び遺族厚生年金等	19
その4	恩給	32
その5	労災補償給付	35

## その1 老齢基礎年金及び老齢厚生年金等

( )内は、平成20年1月1日現在の年齢である。

### 1. 制度の概要

#### 老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、公的年金の加入期間が25年以上ある人が65歳に達したときに受けられるのが原則ですが、昭和5年4月1日以前に生まれた人(現在77歳)は、その人の生年月日に応じて25年という期間が21年から24年の間に短縮されています。

※ 受給要件のフロー (P7 参照)

#### 老齢厚生年金の受給要件

☆65歳から支給される老齢厚生年金☆

厚生年金保険の被保険者期間がある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに、老齢基礎年金に上乘せする形で支給されます。

したがって、支給開始年齢は、老齢基礎年金と同じ65歳です。

☆64歳までに特別支給される老齢厚生年金☆

昭和16年(女子は昭和21年)4月1日以前(現在66歳以上)に生まれ、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人には、60歳から65歳に達するまでの間、定額部分と報酬比例部分を合わせた額の特別支給の老齢厚生年金が支給されます。(次項図 参照)

また、昭和16年4月2日から昭和24年4月1日(女子は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日)までの間

に生まれた人(現在58歳～66歳)の特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分は60歳から65歳に達するまでの間、支給されますが、定額部分については、生年月日に応じて61歳から64歳と段階的に支給(別表参照)されます

※ 受給要件のフロー(P8参照)

60歳

65歳

特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老 齢 厚 生 年 金
特別支給の老齢厚生年金 (定額部分) [別表参照]	老 齢 基 礎 年 金

[別表] (特別支給の老齢厚生年金の定額部分支給開始年齢表)

定 額 部 分 支 給 開 始 年 齢	生 年 月 日			
	男 性	現在の年齢	女 性	現在の年齢
60歳	昭和16年4月1日以前	66歳	昭和21年4月1日以前	61歳
61歳	昭和16年4月2日 ～昭和18年4月1日	64歳 ～66歳	昭和21年4月2日 ～昭和23年4月1日	59歳 ～61歳
62歳	昭和18年4月2日 ～昭和20年4月1日	62歳 ～64歳	昭和23年4月2日 ～昭和25年4月1日	57歳 ～59歳
63歳	昭和20年4月2日 ～昭和22年4月1日	60歳 ～62歳	昭和25年4月2日 ～昭和27年4月1日	55歳 ～57歳
64歳	昭和22年4月2日 ～昭和24年4月1日	58歳 ～60歳	昭和27年4月2日 ～昭和29年4月1日	53歳 ～55歳

## 脱退手当金

全ての国民から何らかの形で年金制度にカバーされ、それらを通算して年金を支給するという国民皆年金体制が定着するに伴い、脱退手当金の必要性は乏しくなっていました。このため、昭和61年4月から厚生年金保険の脱退手当金制度を原則として廃止することとなりました。(国民年金には、脱退手当金制度はありません。)

ただし、経過措置として、昭和16年4月1日(現66歳)以前に生まれた人については、次の条件を満たしている場合に限り、脱退手当金が支給される特例が設けられました。

### ☆支給を受ける条件☆

- (1) 昭和16年4月1日(現66歳)以前に生まれていること。
- (2) 被保険者期間が5年以上あること
- (3) 60歳に達していること
- (4) 被保険者の資格を喪失していること
- (5) 厚生年金保険の年金を受給できる資格がないこと

### <支給される年金額>

全被保険者期間中の標準報酬月額の前平均額に、次表の被保険者期間に応じて決められた支給率を乗じた額が支給されます。

被保険者期間	率	被保険者期間	率	被保険者期間	率
60 月以上 72 月未満	1.1	132 月以上 144 月未満	2.7	204 月以上 216 月未満	4.6
72 月以上 84 月未満	1.3	144 月以上 156 月未満	3.0	216 月以上 228 月未満	5.0
84 月以上 96 月未満	1.5	156 月以上 168 月未満	3.3	228 月以上	5.4
96 月以上 108 月未満	1.8	168 月以上 180 月未満	3.6		
108 月以上 120 月未満	2.1	180 月以上 192 月未満	3.9		
120 月以上 132 月未満	2.4	192 月以上 204 月未満	4.2		

## 2. 不正受給について

### 不正内容

- (1) 年金受給開始の未申告による保護費の不正受給
- (2) 年金受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 年金額が改定されたことの未申告による不正受給
- (4) 年金担保貸付の返済終了に伴う受給開始の未申告による保護費の不正受給

### 発生原因

年金受給については、本来、申請時には年金受給の有無を、また、保護受給中のケースは年金受給開始時に申告する義務があり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次のような点を確認しなかったことも原因のひとつとしてあげられる。

#### 〔開始時〕

- (1) 職歴の確認不足
- (2) 公的年金制度の加入期間の確認不足（厚年、国年、船保、厚年基金、国年基金、共済等）
- (3) 年金受給の有無の確認不足
- (4) 年金担保貸付の確認不足

#### 〔継続ケース〕

- (1) 年金の支給年月日及び受給額の申告（確認）漏れ
- (2) 年齢が60歳以上の被保護者に対する公的年金制度の加入期間の確認漏れ
- (3) 受給者あてに通知される年金額改定通知書の確認漏れ
- (4) 年金担保貸付の返済完了年月日の確認漏れ

確認の方法

確認方法	照 会 先		備 考
① 課税調査での確認	市町村役場の税務担当部局		ただし、非課税分(年金額が108万円(65歳以上の場合は、158万円)未満の場合は、課税されないため非課税情報で確認することはできない場合もある。
② 介護保険からの確認	市町村介護保険担当課		介護保険料が年金から引き落とされるため。
③ 公的年金機関への照会	厚生年金保険 国民年金 船員保険	・ 社会保険事務所	国民年金の場合は市町村国民年金課でも確認できる。
	厚生年金基金	・ 加入していた厚生年金基金 ・ 企業年金連合会 (被保険者期間が短い者、加入していた厚生年金基金が解散している場合)	
	国民年金基金	・ 国民年金基金連合会 ・ 加入していた都道府県国民年金基金	
	共済組合	・ 加入していた共済組合	国家公務員共済組合 地方公務員等共済組合 地方団体関係団体職員共済組合 私立学校教職員共済組合
	恩 給	・ 総務省人事・恩給局	
④ 年金担保貸付	独立行政法人福祉医療機構		借入の申し込みは金融機関で行うこととなるが、債務者の確認は金融機関では確認することができない。



## 未然防止対策

- (1) 本人または家族等に年金受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、公的年金加入期間（または職歴）等を十分確認すること。  
（当初面接時だけでなく、初回訪問時など気がついたときに確認することも大切である。）
- (3) 常に被保護者（家族）の年齢を意識しておくこと。
- (4) 被保護者が60歳に到達した時点で本人（または家族）から、公的年金加入期間（または職歴）を確認し、それぞれの公的機関に確認すること。
- (5) 福祉事務所内において、自主的内部点検を実施する。（年金一斉調査を実施するなど・・・）
- (6) 年金担保貸付については、被保護者に借入できない旨を常に説明すること。  
また、既に貸付を受けている者については、完済完了年月日の確認を行うこと。

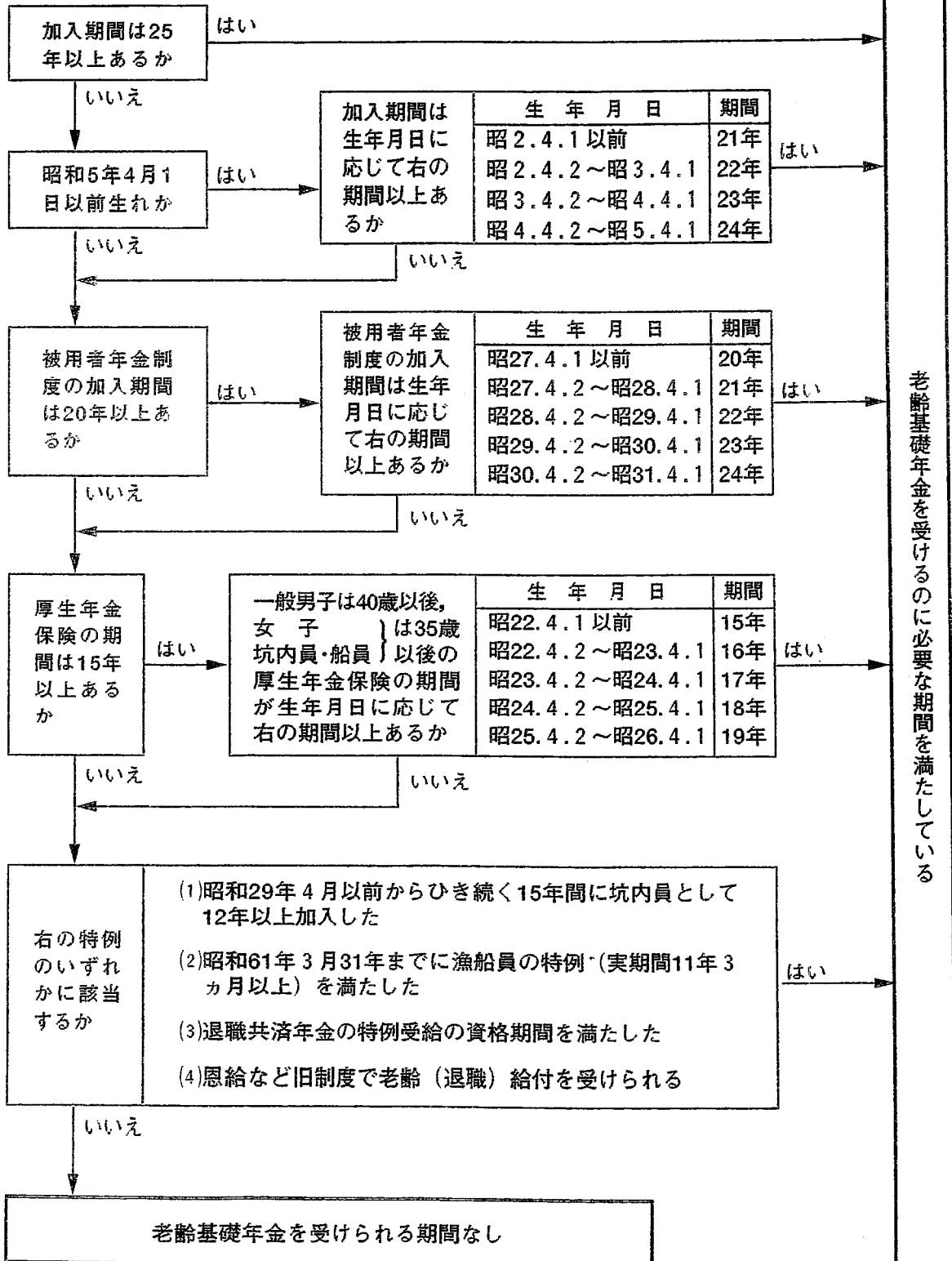
老齢厚生年金、老齢基礎年金及び退職共済年金については、社会保険庁（社会保険業務センター）より、毎年（1月頃）、市区町村役場に「公的年金等支払報告一覧表（課税分・非課税分）」が送付されている。

老齢基礎年金については、社会保険事務所より、毎月、「国民年金の裁定者一覧表」を市区町村役場に送付している。

被保護者が受給している年金情報はこれらの一覧表で確認することができます。

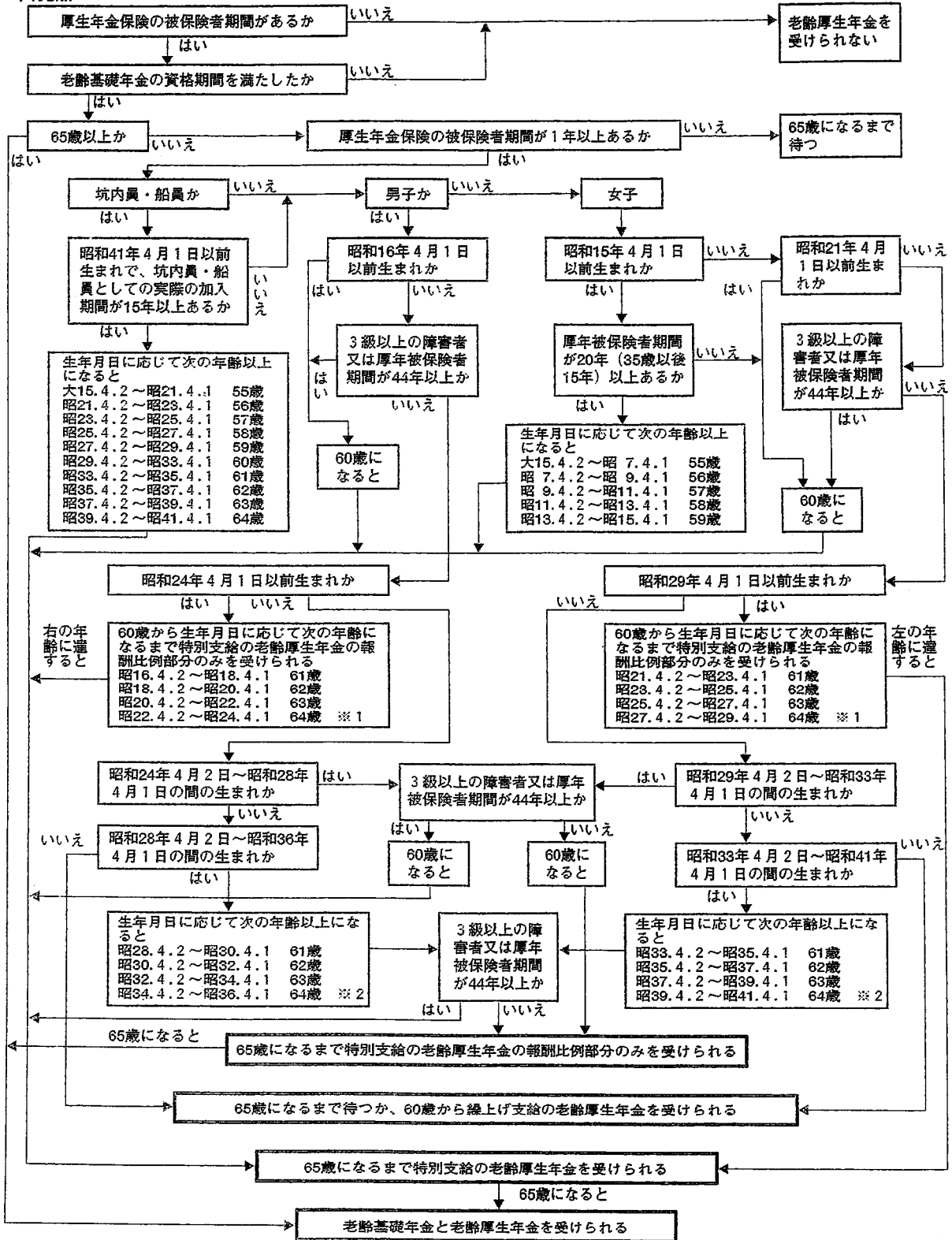
# 老齢基礎年金 フローチャート

〈出発点〉



# 老齢厚生年金 フローチャート

〈出発点〉



※1 60歳から老齢基礎年金の一部または全部の繰上げを請求できる。  
 ※2 60歳から経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金を受けられる。

## その2 障害基礎年金及び障害厚生年金等

### 1. 制度の概要

#### 障害基礎年金の受給要件

☆国民年金の被保険者期間中などに初診日がある場合☆

国民年金の被保険者期間中、または、被保険者の資格を失った後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に傷病の初診日から1年6ヶ月たった日あるいはその期間中に傷病が治った日(ともに障害認定日といいます。)に1級または2級(障害等級表(P17~18 参照))の障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。

ただし、初診日前に一定の国民年金保険料の納付要件(注)を満たしていなければなりません。

(注)国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間(免除期間を含む。)が2/3以上あること。

もしくは、初診日前の直近1年間に国民年金保険料の滞納がないこと。

※ 受給要件のフロー(P14 参照)

☆20歳前に初診日がある場合☆

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以降の場合は障害認定日)に1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金が支給されます。

※ 受給要件のフロー(P15 参照)

<障害基礎年金の年金額>

- ・ 1級障害の場合：990,100円(月額82,508円) + 子の加算額
- ・ 2級障害の場合：792,100円(月額66,008円) + 子の加算額

子の加算額は、1人目、2人目の子1人につき227,900円、3人目以降の子1人につき75,900円です。

### 障害厚生年金の支給要件

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日に1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金の両方が支給され、3級の障害のある場合は、厚生年金保険の障害厚生年金(3級)のみが支給されます。(障害等級表(P17~18参照))

また、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病が5年以内に治り、3級よりやや軽い障害が残ったときは、厚生年金保険の障害手当金(一時金)が支給されます。

※障害厚生年金(1~3級)及び障害手当金いずれの場合も初診日前に国民年金の保険料を納めなければならない期間があるときは、障害基礎年金と同じ一定の国民年金保険料納付要件を満たしていなければなりません。

※ 支給要件のフロー(P16参照)

#### <障害厚生年金の年金額>

- ・ 1級障害の場合(障害基礎年金が同時に支給されます。)  
(障害厚生年金(報酬比例の年金額×1.25)+配偶者加給年金額)  
+ (障害基礎年金(990,100円)+子の加算額)
- ・ 2級障害の場合(障害基礎年金が同時に支給されます。)  
(障害厚生年金(報酬比例の年金額×1.0)+配偶者加給年金額)  
+ (障害基礎年金(792,100円)+子の加算額)
- ・ 3級障害の場合(障害基礎年金は支給されません。)  
障害厚生年金(報酬比例の年金額×1.0)
- ・ 障害手当金(一時金)  
報酬比例の年金額×2.0

## 2. 不正受給について

### 不正内容

- (1) 年金受給開始または障害手当金受給の未申告による保護費の不正受給
- (2) 年金受給または障害手当金受給額の過少申告による保護費の不正受給
- (3) 年金額が改定されたことの未申告による不正受給
- (4) 年金担保貸付の返済終了に伴う受給開始の未申告による保護費の不正受給

### 発生原因

年金受給については、本来、申請時は年金受給の有無を、また、保護受給中のケースは年金受給開始時に申告する義務があり、未申告による不正受給は、第一義的には本人または家族等の責任である。しかし、不正受給を未然に防止できなかった原因のひとつには福祉事務所において、次のような点を確認しなかったことも原因のひとつとしてあげられる。

#### 〔開始時〕

- (1) 職歴及び傷病歴の確認不足
- (2) 公的年金制度の加入期間の確認不足（厚年、国年、船保、厚年基金、国年基金、共済等）
- (3) 年金受給の有無の確認不足
- (4) 年金担保貸付の確認不足

#### 〔継続ケース〕

- (1) 年金または障害手当金の支給年月日及び受給額の申告（確認）漏れ
- (2) 被保護者の障害状況の確認と公的年金制度の加入期間の確認漏れ
- (3) 受給者あてに通知される年金額改定通知書の確認漏れ
- (4) 年金担保貸付の返済完了年月日の確認漏れ

## 確認の方法

確認方法	照 会 先	備 考
① 課税調査での確認	課税調査での確認は不可能	障害厚生年金等は、課税されないため、課税調査での確認は不可能である。
② 介護保険からの確認	市町村介護保険担当課 (ただし、障害年金を選択している 65歳以上の受給者の場合にかぎる。)	介護保険料が年金から引き落とされるため。
③ 公的年金機関への照会	厚生年金保険 国民年金 船員保険 ・ 社会保険事務所	
	厚生年金基金 ・ 加入していた厚生年金基金 ・ 企業年金連合会 (被保険者期間が短い者、加入していた厚生年金基金が解散している場合)	
	国民年金基金 ・ 国民年金基金連合会 ・ 加入していた都道府県国民年金基金	
	共済組合 ・ 加入していた共済組合	国家公務員共済組合 地方公務員等共済組合 地方団体関係団体職員共済組合 私立学校教職員共済組合
④ 年金担保貸付	独立行政法人福祉医療機構	借入の申し込みは金融機関で行うこととなるが、債務者の確認は金融機関では確認することができない。

## 未然防止対策

- (1) 本人または家族等に年金受給に係る申告義務があることを事前に十分周知しておくこと。
- (2) 生活保護開始時に被保護者より、公的年金加入期間（または職歴）等を十分確認すること。  
（当初面接時だけでなく、訪問時など気がついたときに確認すること。）
- (3) 被保護者（家族）の傷病等を嘱託医または主治医に確認するとともに、疑いのある場合は社会保険事務所等へ確認すること。
- (4) 年金担保貸付については、被保護者に借入できない旨を常に説明すること。  
また、既に貸付を受けている者については、完済完了年月日の確認を行うこと。

障害基礎年金については、社会保険事務所より、毎月、「国民年金の裁定者一覧表」を市区町村役場に送付しているため、被保護者が受給している年金情報はこの一覧表で確認することができます。



# 障害基礎年金 フローチャート①

## 国民年金の被保険者期間中などに初診日がある場合

